

平成26年11月11日

総務常任委員会

委員長 匂坂 祐二 殿

総務常任委員会

委員 橋爪 明子



議案第74号 逗子市都市公園条例の一部改正に対する修正案について

標記の議案に対する修正案を逗子市議会会議規則第92条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市都市公園条例の一部改正に対する修正案について

逗子市都市公園条例の一部改正案を次のように修正する。

改正条例第3条中別表第6の5の改正規定の前に次のように加える。

第23条第3項中「市長が定める基準により」を「認定団体等について市長が定める基準により」に改める。

(提案理由)

認定団体等について、引き続き減免する必要があることから、修正の要あるため提案する。